

大川広域行政組合会計管理者の事務を代理する職員を定める規則

〔 昭和51年12月18日 〕
規 則 第 5 号

改正 昭和58年 3月 1日規則第 1号 平成14年 3月29日規則第 5号
平成16年 3月24日規則第 1号 平成19年 3月29日規則第 1号
平成22年 3月25日規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第170条第3項に規定する場合における会計管理者の事務を代理させる職員について定めるものとする。

(事務を代理させる職員)

第2条 法第170条第3項に規定する場合に会計管理者の事務を代理させる職員は、出納係長の職にある者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第5号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第1号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第2号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。